

令和7年度の国民健康保険税の税率および賦課限度額・軽減判定所得のお知らせ

■国民健康保険税の税率等のお知らせ

国民健康保険は、持続可能な医療保険制度を構築し、将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、平成30年度から都道府県と市町村が共同して運営をしています。県が財政運営の主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金を決定するとともに、市町村ごとの標準保険料率を算定します。町は県が算定した標準保険料率を参考に、国保事業費納付金を納めるために必要となる町の国保税の税率等を決定します。

この度、令和7年度の標準保険料率と国保事業費納付金額が県から示されましたが、その納付金を納めるために必要な財源となる町の国保税の税率は、令和6年度の税率を据え置きすることになりました。

●国民健康保険税の算定方法

- ① 被保険者が支払う医療費の財源となる「医療給付費分」
- ② 75歳以上の後期高齢者医療制度を支えるための「後期高齢者支援金分」
- ③ 40～64歳の人が加入する介護保険制度を支えるための財源となる「介護納付金分」の合計が年税額となり

■令和7年度の国民健康保険税の税率および賦課限度額

	①医療給付費分	②後期高齢者支援金分	③介護納付金分(40～64歳の人のみ)
所得割	8.8%	2.9%	2.68%
均等割(一人につき)	3万円	1万円	1万8千円
平等割(世帯ごと)	2万2千円	8千円	—
賦課限度額	66万円	26万円	17万円

ます。3つの保険税はさらに「所得割」「均等割」「平等割」の合計で算出されます。令和7年度の税率および賦課限度額については次表のとおりです。

■賦課限度額および軽減判定所得が変わります

職場の健康保険などに加入している人を除き、町内に住所がある人はすべて国民健康保険に加入しなければなりません。国民健康保険税には上限が設けられており、所得が多い世帯でも賦課限度額までしか賦課されません。

また、国民健康保険被保険者の前年の所得と被保険者数によって、均等割と平等割が軽減される措置があります。令和7年度の軽減判定所得について

減額割合	令和7年度の軽減判定所得
7割	前年の所得金額が、 <u>43万円</u> （※）以下の世帯
5割	前年の所得金額が、 <u>43万円</u> （※）+30.5万円×被保険者数 以下の世帯
2割	前年の所得金額が、 <u>43万円</u> （※）+56万円×被保険者数 以下の世帯

※世帯の給与、年金所得者が2人以上の場合：43万円→43万円+10万円×（給与・年金所得者の数-1）
 ・被保険者数は、同世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移した人も含まれます。

は、表のとおりです。

■納税通知書は6月中旬に発送

令和7年度の国保税の税額については、6月中旬に町税務課から納税通知書をお送りいたしますのでご確認ください。

【お問い合わせ先】

- ・国保に関すること

町税務課

☎096・234・1112

(内線115)

- ・国保に關すること

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線108)



犬を飼っている人へ 登録と狂犬病予防注射を受けましょう

■犬を飼い始めたなら登録が必要

狂犬病予防法により、生後91日以上
の犬を飼い始めたら、30日以内に登録
と狂犬病予防注射を受けることが必要
です。登録は犬の生涯に1回、狂犬病
予防注射は毎年1回受けなくてはなり
ません。

犬の登録は、町環境衛生課（甲佐町
水道管理センター内）で行えます。

●登録料

1頭につき3千円

■狂犬病予防法により、毎年狂犬病 予防注射を受けることが必要です。

町では毎年春と秋の2回、町内約30
会場を巡回して登録と狂犬病予防注射
を実施しています。

最寄りの会場で必ず登録と注射を受
けさせてください。都合で行けなかつ
た場合は、動物病院などで注射を受け
てください。

なお、登録と狂犬病予防注射にはそ
れぞれ手数料が必要となります。また、
動物病院などで予防注射を受けた場合
は、動物病院などに注射代をお支払い
ください。

■春の狂犬病予防注射を実施します

令和7年度の春の集合狂犬病予防注
射の実施を5月19日（月）～22日（木）、
25日（日）に予定しています。登録が
済んでいる犬の場合は、飼い主に対し
てお知らせと問診票を送付します。新
しく犬を飼われる人には、回覧などで
お知らせします。

また、狂犬病予防注射は動物病院な
どで受けることができます。動物病院
などで予防注射を受けた場合は、環境
衛生課にて狂犬病予防注射済票交付申
請の手続きをお願いします。

●対象

生後91日以上経過している犬

■犬の登録事項変更について

犬の転居や譲渡および犬が死亡した
ときなど、犬の登録事項に変更が生じ
た場合は、手続きが必要となります。
ご不明な点は、環境衛生課までお問い
合わせください。

【お問い合わせ先】

町環境衛生課

☎096・234・1169

ねんきん情報

＼学生だから納付が大変、でも大丈夫／

国民年金保険料の学生納付特例制度

20歳以上の方は原則、国民年金への加入と国
民年金保険料を納めることが義務となっています。
保険料を納めないと、老後の年金だけでなく障害
や死亡といった不測の事態が起きた時に、年金を
受けることができない場合があります。

保険料を納めることが経済的に難しい場合、学
生の方には、申請により在学中の保険料の納付が
猶予される「学生納付特例制度」があります。

●学生納付特例の対象者

特例を受けようとする年度の前年の所得が一定
以下の学生（家族の方の所得の多寡は問わない）

●必要書類

- ・基礎年金番号通知書のコピーまたは年金手帳
（氏名の記載ページ）のコピー等
- ・学生等であることまたは学生等であったことを

証明する書類

※在学期間がわかる在学証明書（原本）または学
生証（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記
載がある場合は裏面も含む）の写し

●追納について

過去に年金保険料の学生納付特例や申請免除な
どを受けた場合、全額納付した場合と比べて老齢
基礎年金が低額となります。このため、学生納付
特例などを受けた期間については、後から納付す
ることができます。

【お問い合わせ先】

町住民生活課

☎096-234-1113（内線104）

熊本東年金事務所

☎096-367-8144

くらしの情報

LOCAL NEWS &
LOCAL INFORMATION

❖ イベント等の開催に関する詳細は各問い合わせ先にご確認ください

お知らせ

軽自動車税の減免申請は
5月30日（金）まで

身体や知的・精神などに障がいのある人が所有し、身体障がい者など
の人のために使用する軽自動車につ
いて、その障がいの程度や軽自動車
の使用状況などが一定の要件を満た
す場合、申請により、軽自動車税種
別割の減免を受けられる場合があります。

この制度に該当する場合は、町税
務課にて申請を行うことにより障が
い者1人につき、1台のみ軽自動車
税種別割が減免になります。ただし、
普通自動車の減免との併用はできま
せん。

▼申請期限

5月30日（金）

※詳しくは町公式ウェブサイトをご

お問い合わせ先一覧

- ❖ 甲佐町役場
096-234-1111（代表）
- ❖ 甲佐町保健福祉センター
096-235-8711
- ❖ 甲佐町教育委員会
（町生涯学習センター）
096-234-2447
- ❖ 水道管理センター
096-234-0755
- ❖ 町民センター
096-234-2459
- ❖ 老人憩いの家
（（社）甲佐町社会福祉協議会）
096-234-0423
- ❖ 御船町甲佐町衛生施設組合
（クリーンセンター）
096-282-0688
- ❖ 上益城消防署
096-282-1955
- ❖ 御船警察署
096-282-1110
- ❖ 上益城広域連合
096-237-2891
- ❖ 県上益城地域振興局
096-282-2111（代表）
- ❖ 県御船保健所
096-282-0016
- ❖ 県庁
096-383-1111（代表）

ご覧ください。

▼お問い合わせ先

町税務課

☎096・234・1112

（内線115）

戸籍に氏名の振り仮名が追加されます

令和7年5月26日に改正戸籍法が
施行され、戸籍の記載事項に氏名の
振り仮名が追加されます。

これに伴い、本籍地の市町村長か
ら、戸籍に記載される予定の振り仮
名が通知されます。通知書は戸籍単
位で送付し、戸籍内で別住所の方は
住所地ごとに送付します。

戸籍法改正以降、通知書がお手元
に届いたら必ずご確認ください。

※本町では令和7年8月頃から順次
送付を予定しています。

●氏名の振り仮名の届出

・通知の振り仮名が正しいときは、

届出をしなくても通知のとおり戸
籍に記載されます。

・通知の振り仮名が誤っているとき
は、必ず届出をしてください。

・振り仮名の届出に手数料は一切か
かりません。また、届出をしな
かったとしても、罰則や罰金はあ
りません。

詳しくは法務省ホームページをご
覧ください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

（内線102）

戸建て木造住宅の耐震改修等の補助をします

町では、皆さんが安心して住み続
けられる住まいを確保するため、木
造住宅の耐震診断や耐震改修工事な
どの費用の一部を補助しています。
今年4月から補助金額を増額し、

補助対象も平成12年5月以前着工の
住宅まで拡大しました。

▼対象となる住宅

次に掲げる要件を全て満たすもの
・現に住宅所有者の居住の用に供さ
れているもの

・階数が3階以下の木造住宅（併用
住宅の場合、住宅部分の床面積が
延べ床面積の2分の1以上のも
の）

・平成12年5月31日以前に着工した
もの、または平成28年熊本地震に
より被災した住宅であることが確
認できるもの

・建築基準法に違反しないもの
・過去に同一事業の補助を受けてい
ないもの

・耐震診断の結果、倒壊の危険性が
あると判断されたもの

▼対象者

住宅の所有者で、税金などの滞納
がない者

▼補助内容

①耐震診断費補助

補助対象経費の10分の9以内
(補助限度額13万5千円)

②耐震改修設計・耐震改修工事一括
建替え設計・建替え工事一括

・昭和56年5月以前に着工した住宅
高齢者等(※)が居住している住宅
補助対象経費の10分の9以内
(補助限度額157万5千円)

・昭和56年6月～平成12年5月以前
に着工した住宅
補助対象経費の60分の53以内
(補助限度額132万5千円)

※高齢者等とは、高齢者(65歳以上)、町民税非課税世帯、障がいのある方

▼申し込み期限

11月28日(金)

※土・日曜日および祝日を除く。

※予算の上限に達した場合は、受付を締め切る場合があります。

※本補助事業を申請する場合は、町建設課への事前相談が必要です。

▼申し込み・お問い合わせ先

町建設課

☎096・234・1183

(内線168)



令和7年度町税納期限のお知らせ

納付期限	固定資産税		軽自動車税	町民税 (普通徴収)	国民健康保険税 (普通徴収)	口座振替日
	4期割※	10期割				
4月30日(水)	第1期					4月28日(月)
6月2日(月)			全期			5月28日(水)
6月30日(月)		第1期		第1期	第1期	6月30日(月)
7月31日(木)	第2期	第2期		第2期	第2期	7月28日(月)
9月1日(月)		第3期		第3期	第3期	8月28日(木)
9月30日(火)		第4期		第4期	第4期	9月29日(月)
10月31日(金)		第5期		第5期	第5期	10月28日(火)
12月1日(月)		第6期		第6期	第6期	11月28日(金)
12月22日(月)	第3期	第7期		第7期	第7期	12月18日(木)
2月2日(月)		第8期		第8期	第8期	1月28日(水)
3月2日(月)	第4期	第9期		第9期	第9期	3月2日(月)
3月31日(火)		第10期		第10期	第10期	3月30日(月)

※固定資産税(4期割)は、法人および町内に住所を有しない個人または共有名義の人が対象となります。

【お問い合わせ先】町税務課 ☎096-234-1112 (内線114)

traffic safety

事件・事故件数

種別	発生件数	
	3月	年累計
人身事故	2	5
物損事故	16	45
盗難など	0	0

3月31日現在

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	
	4月	年累計
家屋	0	0
原野	0	0
その他	0	0
合計件数	0	0

令和7年4月1日～4月15日発生分

tax

町税などの滞納処分(3月分)

種別	件数・金額など
捜索	0件
差し押さえ件数	6件
公売回数	0回
公売件数	0件
滞納処分関連収入	630,918円

お知らせ

毎年5月12日は
「民生委員・児童委員の日」

全国民生委員児童委員連合会では、毎年5月12日を「民生委員・児童委員の日」と定め、5月12日からの1週間を「活動強化週間」とし、全国的な取り組みでPR活動を行うことで民生委員・児童委員の存在や活動を知ってもらい、さらなる理解を得ることを目指しています。

本町では、33名の民生委員・児童委員および主任児童委員が、誰もが安心して住み続けることのできる地域づくりのため、地域の身近な相談相手として日々活動しています。

生活上の困りごとに関する相談など、担当地区の民生委員・児童委員にご相談されてはいかがでしょうか。

お問い合わせ先

町福祉課

☎096・234・1114

(内線143)

甲佐町犯罪被害者等 支援条例を制定しました

町では、犯罪被害に遭われた方やそのご遺族が1日でも早く平穏な生活を営むことができるよう、「甲佐

町犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和7年4月1日(火)に施行しました。

支援内容などの詳細は、町公式ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

町くらし安全推進室

☎096・234・1167

(内線241)



パスポートの作成日数・ 手数料等が変わりました

令和7年3月24日申請受理分から偽造・変造対策を大幅に強化したパスポートになりました。

顔写真ページがプラスチック素材となり、レーザーで印字・印画します。

また、作成にかかる日数および手数料も変わりました。

▼変更後の作成日数および手数料

・作成にかかる日数

12日(平日のみを数える)

※申請から受け取りまで3週間程度かかります。

・手数料

【窓口で紙申請】

10年…1万6,300円

5年…1万1,300円

5年(12歳未満)…6,300円

【マイナポータルでオンライン申請】

10年…1万5,900円

5年…1万900円

5年(12歳未満)…5,900円

▼オンライン申請の導入について

パスポートの新規申請手続きにおいて、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルよりスマートフォンからのオンライン申請が可能になりました。オンライン申請をする方は、クレジットカードで手数料が支払えます(従来通りの収入印紙および収入証紙での支払いも可能です)。

また、ご本人様のマイナポータルで戸籍連携に同意の上オンライン申請を行うと、戸籍謄本の提出が不要になります。

※窓口申請の場合は、引き続き戸籍謄本の提出が必要です(有料)。

・オンライン申請の対象者

①有効なマイナンバーカードをお持ちの人

②マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書を搭載している人

詳しくは熊本県ホームページおよび外務省ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎096・234・1113

(内線102)

甲佐郵便局の 窓口休止時間のお知らせ

甲佐郵便局は6月16日(月)から、窓口休止時間を設けさせていただきます。

ご利用の皆様にはご不便をおかけしますが、なにとぞご理解くださいますようお願いいたします。

●窓口休止時間

12時30分～13時30分

※ATMの取り扱い時間については、変更ありません。

▼お問い合わせ先

甲佐郵便局

☎096・234・0042

熊本県警察本部 採用試験について

熊本県警察本部では、令和7年度採用試験を実施します。実施内容については次のとおりです。

▼受験資格

・警察官A

①35歳までの人

②学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業または令和8年3月末までに卒業見込みの人

・警察行政

①22～35歳の人

②22歳未満の人で学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業または令和8年3月末までに卒業見込みの人

▼受験日（第1次試験）

・警察官A 7月13日（日）

・警察行政 6月15日（日）

▼合格発表（第1次試験）

・警察官A 7月中旬

・警察行政 6月中旬

※第2次試験以降の日程等については、ホームページをご覧ください。お問い合せください。

▼受験受付期限

5月9日（金）

※原則インターネットによる申込になります。郵送による申込の場合は、試験区分によって申込締め切り日が早まる場合があります。

※その他受験資格が高校卒業程度の試験区分の試験実施公示は6月下旬を予定しています。

試験内容等の詳細やその他の試験区分の詳細については、熊本県警察本部ホームページをご覧ください。

▼お問い合わせ先

熊本県警察本部

☎096・381・0110

募集

統計調査員を募集しています

町では、国や県が実施する各種統計調査に調査員として従事する人（登録調査員）を募集しています。統計調査員は、定められた調査期間の中で、1日のうち数時間を調査活動に充てるなど自分で計画して進めることができる仕事です。

今年は今和7年国勢調査が実施されますので、多くの調査員の協力がが必要です。ぜひご応募ください。

▼応募資格

- ・ 町内に居住する満20歳以上の人
- ・ 調査員としての能力を有し、熱意をもって調査に当たることができる人
- ・ 暴力団員その他、反社会勢力に該当しない人

・ 選挙関係者や税務、警察に直接関係のない人

▼お問い合わせ先

町企画課

☎096・234・1115

（内線251）

（上）町調査員募集

（下）国勢調査キャンペーン

サイト



第37回熊本県シニア作品展 作品募集

第37回熊本県シニア美術展は、高齢者が創作活動を発表する場を設けることにより、高齢者の文化活動促進と、生きがいづくりを推進することを目的として開催されます。

本美術展への出品作品を次のとおり募集します。

▼出品部門

日本画、洋画、写真、書、彫刻、工芸

▼出品資格

令和8年4月1日時点で60歳以上（昭和41年4月1日以前にお生まれの人）である県内在住のアマチュア

▼出品料

1点につき1千円

▼募集期間

5月1日（木）～7月18日（金）

▼申込方法

各市町村、教育委員会等の窓口などに置いてあるリーフレットにてお申込みください。

※リーフレットは財団のホームページからもダウンロードできます。

▼お問い合わせ先

（一財）熊本さわやか長寿財団

☎096・354・3083

くらし安全

「電話で『お金詐欺』」に注意しましょう！

親族や警察官、役場職員、銀行員、コールセンター職員などを名乗る者からの電話で次のような「お金」の話が出たら詐欺だと疑い、家族や警察に相談しましょう。

- ・ 保険料などの過払い金がある
- ・ 金融機関と連携してATMで還付金の手続きをする
- ・ サイトの未納料金が有り、解約するにはコンビニで電子マネーカードを購入する必要がある

・ パソコンのウイルス感染修理代金は電子マネーカードで支払うように案内される

・ 友人がお金を受け取りに行く
また、電話で指示されるまま、ATMを操作するのは危険です。個人情報やキャッシュカードの暗証番号も教えないように注意しましょう。

詐欺の被害に遭わないよう、落ち着いて電話の内容をもう一度チェックしましょう。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会

☎096・282・1110